

第 1 章 後期行動計画の前提

1. 計画策定の背景

わが国の人口動態をみると、出生数から死亡数を減じた「自然増減」では、平成17年に初めて（戦争中を除く）減少に転じ、平成18年は微増したものの、平成19年には再び減少に転じています。将来的にも減少傾向が続くものと見込まれ、総人口では平成20年をピークに、「人口減少社会」が今後進展するものとみられています。人口構造では、平成17年以降合計特殊出生率は上昇傾向がみられるものの、出生数は減少傾向で推移するものとみられ、年少人口（0～14歳）の総人口に占める割合は下降し続ける一方、高齢者人口（65歳以上）の占める割合は上昇し続け、少子高齢社会は益々進展する見込みです。

人口減少社会下における少子高齢社会では以下のような経済的、社会的影響が指摘されています。

- 若い労働人口の減少、労働人口の高齢化等による経済活動の維持、成長への影響
- 年金、医療、福祉等の社会保障分野における現役世代負担の増大と不公平感の増大
- 単身者や子どものいない世帯の増加による、「家族」形態の変化、「家族」に対する意識の変容
- 子ども同士の交流機会の減少、過保護化等による子どもの心身の健やかな成長への影響
- 社会保障や医療サービス等基礎的なサービスの継続的提供への影響、社会資本や自然環境の維持管理への影響

こうした状況の中、わが国では平成2年（1990年）に、合計特殊出生率がこれまで過去最低であった「ひのえうま（昭和41年〈1966年〉）」の1.58より下回ったいわゆる1.57ショックを契機として、5頁図に示すような各種の少子化対策（次世代育成支援対策）を推進してきました。

また、平成19年（2007年）12月には「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」、「仕事と生活の調和促進のための行動指針」及び「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議により、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」とともに、「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」（「親の就労と子どもの育成の両立」と「家庭における子育て」を包括的に支援する仕組み）を同時並行的に取り組んでいくことが必要不可欠であることが示されました。

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が実現した社会の姿

国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会

①就労による経済的自立が可能な社会

②健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会

③多様な働き方・生き方を選択できる社会

第1章 行動計画の背景・趣旨・基本的事項

他方、わが国の経済情勢はバブル経済崩壊後長期間をかけて緩やかに回復してきましたが、平成19年秋期以降後退基調に転じ、平成20年（2008年）秋期以降、100年に一度ともいわれる経済不況に直面しています。平成21年（2009年）10月には厚生労働相から相対的貧困率*1が平成19年で15.7%と発表され、先進諸国と比較して高い値を示すとともに、90年代以降上昇傾向にあります。この背景には、高齢者や単身世帯の増加、非正規雇用労働者やワーキングプア*2の増加等にみられる勤労者層の経済格差の拡大等が大きな要因となっていると考えられています。

このような経済、社会情勢は、フリーター*3の増加やニート（若年無業者）*4における高年齢層（30～34歳）の増加要因となるとともに、結婚や出産を取巻く条件をさらに厳しくしており、最近では自治体や企業が行っている「婚活*5」にみられるような社会現象をも引き起こしています。

これらの背景を踏まえ、佐渡市（以下、本市といいます）においても従来からの保育サービス、母子保健サービス等の実施に加え、平成15年施行の次世代育成支援対策推進法に基づき、平成16年度に「佐渡市次世代育成支援行動計画（前期計画、計画期間：平成17年度～平成21年度）」（以下、前期計画といいます）を策定し、国及び新潟県と連動しつつ総合的な次世代育成支援施策を推進してきたところです。

今回「佐渡市次世代育成支援後期行動計画」（以下、本計画といいます）策定にあたり、次代を担う子どもが健やかに生まれ、かつ育成される環境の整備・充実を図るため、本計画に沿って事業の実施を推進していきます。

*1 相対的貧困率：OECD（経済協力開発機構）による定義では、年収が全国民の年収の中央値の半分に満たない国民の割合の事。日本の相対的貧困率はOECDの2000年の統計では13.5%（OECD加盟国平均8.4%）、2003年では14.9%。

*2 ワーキングプア：明確な定義はないが、正社員並みにあるいは正社員としてフルタイムで働いてもギリギリの生活さえ維持が困難、もしくは生活保護の水準にも満たない収入しか得られない就労者の社会層をいう。2002年時点で656万世帯（全世帯数の18.7%）ともいわれている。

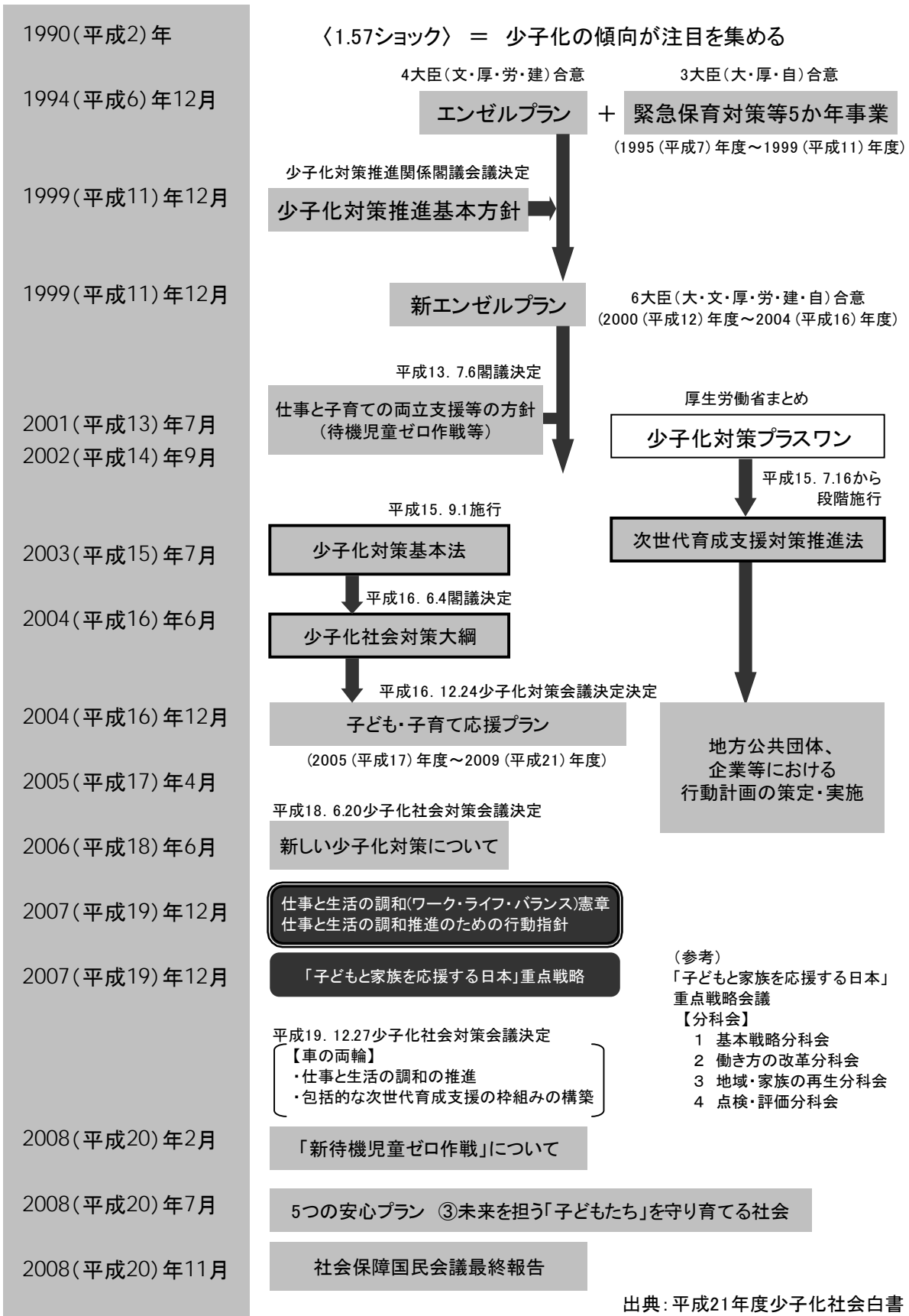
*3 フリーター：日本で正社員以外の就労形態（アルバイトやパートタイマーなど）で生計を立てている人を指す言葉。
「若年者問題に関する関係府省等の取組・連携の強化について（厚生労働省）」では、年齢15歳から34歳で、在学していない者のうち、以下の条件を満たす者と意義付けている

1. 現在就業している者については、勤め先における呼称が「アルバイト・パート」である雇用者
2. 現在無業の者については、家事も通学もしておらず「アルバイト・パート」の仕事を希望する者

*4 ニート（若年無業者）：ここでは2つの用語を近似の概念として扱う。Not in Education, Employment or Training の略で、明確な定義はないが、一般的に、15～34歳、独身無職で、在学中でなく、仕事を探さず、職業訓練も受けていない者を指す。厚生労働省が行なっている「労働力調査」では、15～34歳の非労働力人口（就労者と完全失業者を除く人口）のうち、家事や通学している者以外をいう。

*5 婚活：結婚活動（けっこんかつどう）の略称。就職活動（就活）に見たてた造語。結婚するために必要な行動。経済情勢や年功序列制度の変化等による収入の不安定化の進行、見合い結婚や職場結婚等従来からの結婚システムの変化、あるいは流通や技術の進歩により男性の仕事と家事の両立が容易になった事による結婚メリットの低下や女性の男性に求める経済能力と現実の乖離等による結婚願望の希薄化等を背景として、結婚するためには男女とも能動的に活動をする必要に迫られてきた結果表出してきた社会現象とみることができる。

国の少子化対策の経緯



2. 計画策定の趣旨

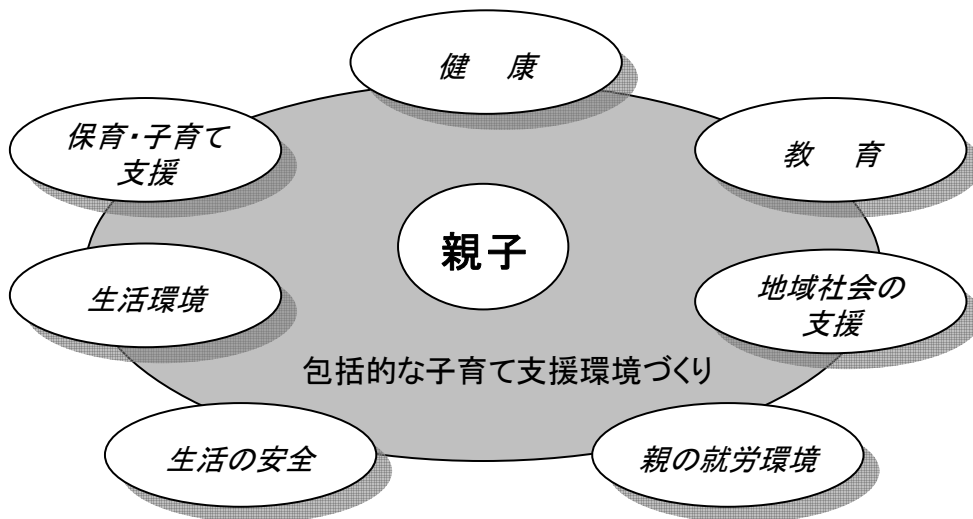
本市では、子どもを安心して産み育てることができる社会の構築を重要施策の一つとして位置づけ、働きながら子育てをしている市民の生活支援、子どもたちの健全育成のための様々なメニューなど、子育て支援事業を展開しています。

「仕事と生活の調和の実現」とともに、「就労と子育ての両立、家庭における子育てを包括的に支援する仕組みの構築」を同時並行的に取り組む視点から、これらの事業をさらに推進し、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の基に、子育ての意義についての理解が深められ、子育ての喜びが実感されるような取り組みを行うことを基本とする次世代育成支援対策の理念に基づき本計画を策定するものです。

子育ての喜びが実感される取り組みを行うためには、単に保育サービスの充実だけを目指すのではなく、次世代育成のために地域のしくみを動かすことが必要です。

佐渡市の子どもは宝物、子育て中の親・子・地域が喜びを感じられる、市民の意識がひとつにまとまったまちづくりを実現することが必要です。

次世代育成支援に関する地域のしくみは多くの領域にわたり、各領域（子・親・地域・母子保健・児童福祉・教育・生活環境・生活安全・就労環境等）を横断的につないだ包括的な計画とする必要があります。



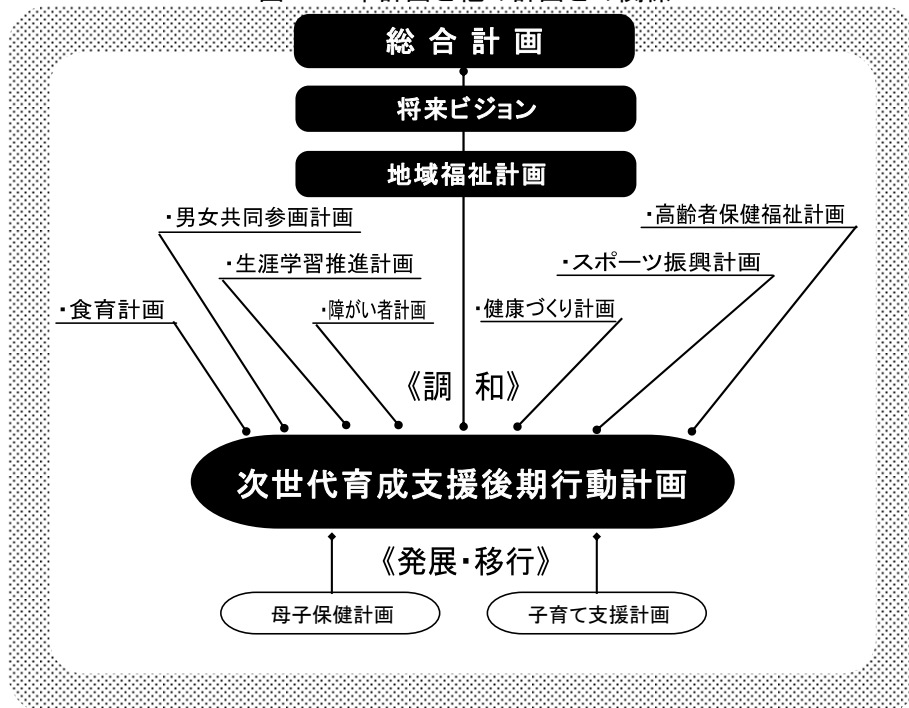
3. 計画の期間

本計画の計画期間は、平成22年度から平成26年度の5年間です。

4. 計画の位置づけと関連計画との調和

本計画は、前計画を基本として見直しを行ったもので、今後の子育て支援施策の骨格となる行政計画です。総合計画、将来ビジョン、地域福祉計画、障がい者計画、男女共同参画計画、高齢者保健福祉計画、健康づくり計画、教育計画、生涯学習推進計画、スポーツ振興計画、食育計画等の関連計画等との調和を図るものとします。

図1-1 本計画と他の計画との関係



5. 基本理念

前期計画を踏襲し、本計画の基本理念を次のとおり定めます。

たからじま
『子どもが元気な佐渡が島』

～子育て・親育ち・地域育ちの佐渡が島～

6. 基本的な視点

「児童の権利に関する条約」（平成6年批准）では、子どもたちがその人格の完全なかつ調和のとれた発達のため、家庭環境の下で幸福、愛情及び理解のある雰囲気の中で成長すべきであることを認め、社会において個人として生活するために十分な準備が整えられるとともに、国際連合憲章において宣明された理想の精神並びに特に平和、尊厳、寛容、自由、平等及び連帯の精神に従って育てられるべきであることが謳われています。

本計画ではこの理念を礎とし、子どもたちの肉体的、精神的、社会的健康を育くむことができる環境を形成するとともに、これから生まれ来る子どもたちが同様の環境の中で健やかな育成がなされることを念頭に、基本的な視点を次の4項目とします。

〈視点その1〉 子育ての視点

輝く未来と無限の可能性を持つ子どもたち、“子どもにとっての幸せ”を第1にした施策の推進に努めます。

また、子どもは次代の親となるべき存在でもあります。人への思いやりと礼儀をわきまえた豊かな人間性を形成し、自立して家庭がもてるような子どもの育成を目指した取組みを促進します。

〈視点その2〉 親育ちの視点

子どもを育てる第1義的責任は親が担うという社会的認識の基に子育ては男女が協力して行い、夢や喜びが実感できるような取組みを推進します。その際、仕事と生活の調和がうまくなされるよう、社会全体のシステムと企業や個人の意識の変化、変容を促進します。

〈視点その3〉 地域育ちの視点

次世代の育成は、親世代の生きがい、という見方ができる一方、わが国の経済・社会保障システム、文化・環境等の維持・発展という観点からは一種の重要な社会貢献であるという見方もできます。こうした観点から、地域は「子育て・親育ちを支援する」重要な役割を担っているとと言えます。特に本市では、豊かな自然環境、数多くの伝統文化や高齢者の力等があることから、これらを活用して「地域社会全体の子育て機能」の向上を推進します。

〈視点その4〉 サービス充実の視点

「仕事と生活の調和」と「就労と子育ての両立、家庭における子育てを包括的に支援する枠組みの構築」をサポートするサービスの充実と、サービスの質を向上させるための人材育成、サービス内容の適正な評価を推進し、資源の有効な活用を促進します。

7. 基本目標

「子どもが元気な佐渡が島」の実現のために、4つの基本的な視点を踏まえ、次の目標を設定して総合的に施策を推進します。この目標の実現に向け、行政が努力をはらうことはもとより、住民ひとりひとり、関係機関、さらに地域との連携を図りながら積極的に取組み、本計画の具体化に努めます。

(1) 地域におけるすべての子どもが健やかに育つ（子育て）

次代の担い手である子どもが、豊かな個性と感性を備え、かつ調和のとれた人間として成長するために、様々な支援体制の充実に取組みます。

また、子どもの人格、尊厳と権利等の保護のため、児童虐待の防止対策や母子家庭等への自立支援、障がい児への支援を必要とする家庭や子どもに対して、充実した支援体制を整備するとともに、こうした状況に置かれた家庭や子どもへの無理解・無関心をなくし、安心して生活できる地域環境づくりを推進します。あわせて、周りへの思いやりや気遣い、公共的マナー等を学習し、実践できる地域環境づくりに取組みます。

(2) 親が親として育ち、ゆとりを持って安心して子育てできる（親育ち）

親が安心して子どもを産み、またすべての子どもが健やかな成長の実現に向けて、生き生きと育つ地域づくりのため、安心、安全かつ快適な妊娠・出産・子育ての推進や育児不安の軽減、子どもの疾病予防を目的とした健康管理・指導を強化するとともに、思春期保健対策や母性、父性の育成を推進し、次代の親づくりとなる基盤の構築に取組みます。

さらに、経済・雇用状況の低迷する時代において、多種多様な就業形態の紹介や促進、男女間における旧来からの子育てに関わる役割分担の意識改革、ライフスタイルの見直し等、仕事と生活の調和に配慮し、仕事と子育ての両立支援や、子育て中の家庭の負担軽減を図るため、男性を含めた働き方や就業体制を見直し、男女がお互いに協力しあいながら子育てを行える働きやすい環境づくりに取組みます。

(3) 地域全体が子育てを温かく見守り子育てを支援できる。子どもの成長を地域全体で支えあえ喜びあえる（地域育ち）

子どもの幸せを第一に考えて、すべての子育てをしている人が安心して子育てができるよう、子どもの健全な成長を地域全体で育み、見守れる地域づくりを推進するため、ボランティア等の人材の活用・育成、イベント・意識啓発等のソフトづくりやそれらを展開する場の整備等に取り組めます。

(4) 子育てに恵まれたやさしい環境づくりを推進する（サービスの充実、環境の整備）

「仕事と生活の調和」と「就労と子育ての両立、家庭における子育てを包括的に支援する枠組みの構築」を同時並行的に推進するという観点から、子どもの健全な育成と子育て世代の生活時間の確保等に資する保育サービスの充実に取組むとともに、子どもと子育てを行う保護者が、安全で快適な生活を送れるよう、道路環境の整備、快適な居住空間の確保、更に子どもが犯罪被害に遭わないような安心できるまちづくりに取組みます。